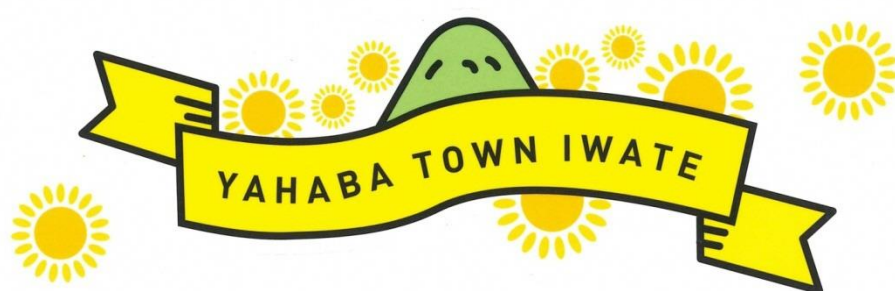


# 第2期

# 矢巾町地域福祉計画

～やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり～



令和2年4月

矢 巾 町

## 目 次

第1章 計画の策定について	1
1. 計画策定の背景、趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 法的根拠	2
(2) 各計画との関係	3
3. 計画の期間	4
4. 計画策定体制	5
第2章 矢巾町の現状について	6
第1節 統計資料による矢巾町の現状について	6
1. 総人口・世帯数の推移	6
2. 年齢構成別人口割合の推移	8
3. 要支援・要介護認定者の推移	9
4. 障害者手帳所持者数の推移	10
5. 生活保護受給状況	11
6. 民生児童委員の活動状況	12
第2節 地域福祉ニーズ調査の結果（概要）について	13
1. 調査の目的	13
2. 調査内容と調査方法等	13
3. アンケート調査結果概要	14
(1) 回答者の属性について	14
(2) 相談について	17
(3) 地域活動について	18
(4) 相談体制の在り方に	20
(5) 災害時避難行動要支援者の個人情報の取り扱いについて	22
第3節 第1期計画の評価指標及び進捗状況について	23
第3章 矢巾町が目指す地域福祉の姿	
1. 基本理念	25
2. 基本目標	25
3. 計画の体系	26

4. 重点取組事項.....	27
第4章 施策の展開 .....	28
1. 人づくり～地域を支えるひとの育成～ .....	28
1-1 地域に根ざした福祉教育 .....	29
1-2 子どもの福祉のこころの醸成 .....	31
1-3 ボランティアの養成、活動支援 .....	32
1-4 民生児童委員の活動支援 .....	33
1-5 地域福祉コーディネーターの育成 .....	34
2. 仕組みづくり～支援につながる・つなげる仕組みの展開～ .....	35
2-1 総合的な相談支援体制の充実 .....	36
2-2 福祉サービスの情報発信 .....	38
2-3 社会的孤立の防止 .....	39
2-4 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援 .....	40
2-5 成年後見制度の利用促進 .....	41
2-6 災害時避難行動要支援者の支援 .....	42
3. まちづくり～誰もが活躍できる地域の構築～ .....	43
3-1 福祉事業への住民参画の促進 .....	44
3-2 地域住民参加による生活支援サービスの提供 .....	45
3-3 ボランティア団体、NPO法人の活動支援 .....	46
3-4 社会福祉法人等の地域貢献活動の充実 .....	47
3-5 企業の社会貢献活動の促進 .....	48
第5章 計画の推進にあたって.....	49
1. 計画の推進、評価について .....	49
2. 計画の周知・啓発 .....	50
3. 協働による推進体制 .....	50
4. 計画の進捗状況の管理・評価 .....	51
第6章 資料編 .....	52
1. 矢巾町地域福祉審議会条例 .....	52
2. 矢巾町地域福祉審議会委員名簿 .....	54



## 第1章 計画の策定について

### 1. 計画策定の背景、趣旨

近年、少子・高齢化や核家族化の進行、人口減少社会への突入、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりの希薄化など、時代と共に地域や家族を取り巻く環境が変化しています。加えて、不安やストレス、孤独死、ホームレス、家庭内暴力、虐待、犯罪などの生活上の諸問題が複雑化・多様化することで、従来のサービスでは対応できない問題が出てきています。

また、支援が必要な高齢者、特に一人暮らし高齢者の増加や高齢者の孤独死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、貧困、児童虐待など、地域でおこる福祉課題は複雑化、深刻化しており、これまでの公的サービスでは十分な対応が難しくなっており、高齢者、障害者、児童などの分野ごとに整備されてきた対応ではサービスの隙間、制度の狭間を埋める取組みが必要となってきました。

このような中、本町の現状としては、地域福祉を担ってきたボランティア団体や民生児童委員や自治会活動の担い手も高齢化がすすみ、今後の新たな担い手の養成・育成をどのように進めていくかが課題であります。さらに、情報化社会の進展、SNSの発達に伴う従来の枠組みとは異なるコミュニティが形成される流れもあり、地域を取り巻く状況は絶えず変化を続けており、地域の抱える課題に対する「自助」「互助」「共助」「公助」の支援体制を整理し、連携して課題を解決することが必要とされています。

このような背景の中、矢巾町では平成29年3月に「やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり」を基本理念とする「第1期矢巾町地域福祉計画（計画期間 平成29年度から平成31年度）」を策定しました。本計画は、町民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合いいきいきと暮らすことができる仕組みをつくり、地域住民が主体となって活動できるまちを目指していく福祉分野の総合的な計画とし、生活支援サービスの充実や、災害時に地域で支え合う体制の整備、包括的な支援体制の構築に取り組んでまいりました。

本計画は、これまでの取組み状況や近年の社会情勢の変化及び法改正の内容等を踏まえ、計画内容の見直しを行い、「人づくり」「仕組みづくり」「まちづくり」を柱とした「第2期矢巾町地域福祉計画」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」です。

#### 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

##### 第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第1項各号<sup>\*</sup>に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

##### 【参考】第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

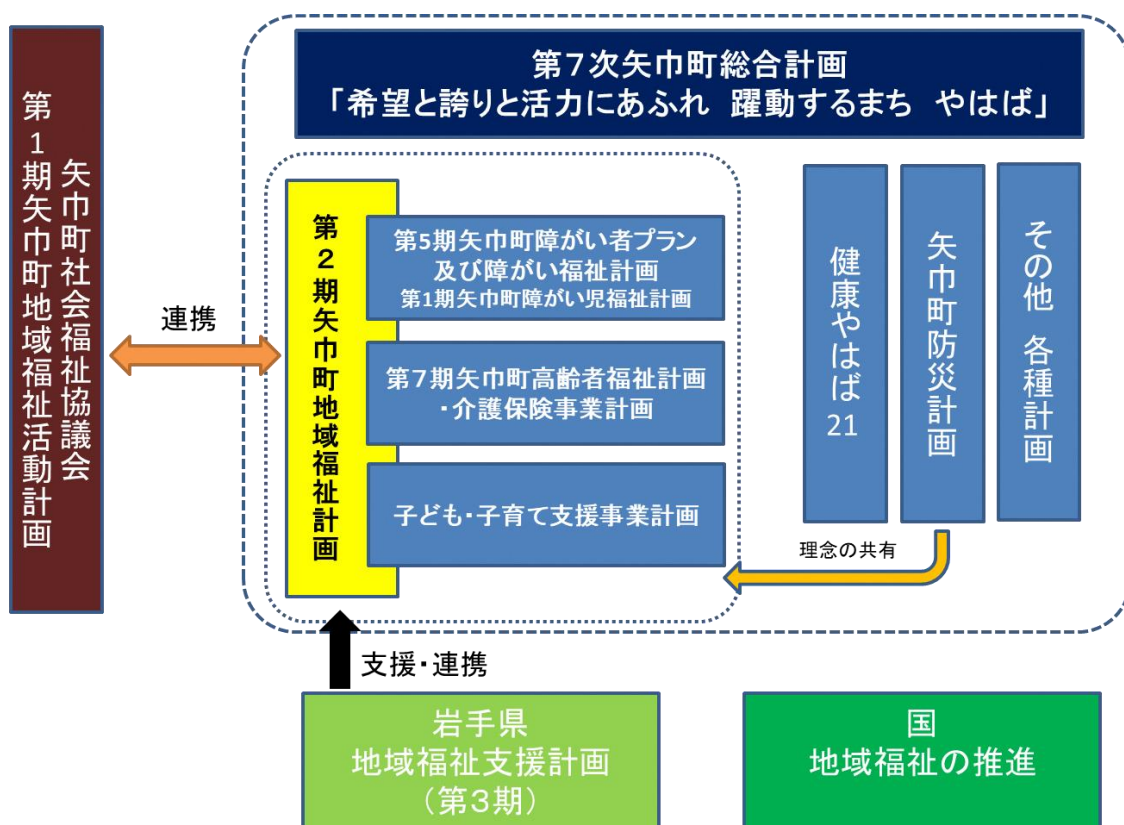
- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

## 第1期矢巾町地域福祉計画

### (2) 各計画との関係

本計画は、第7次矢巾町総合計画の基本理念「希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば」の実現に向けて、地域福祉の推進の方針・方向性を示すものです。

また、総合計画を上位計画とし策定されている「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障がい者プラン及び障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」で示している内容を地域福祉の視点から一部再整理し、町が策定しているその他の各種計画とも理念の共有、方針・方向性の整合性を図ってまいります。



矢巾町地域福祉計画と各計画との関係性

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和5年度の4か年です。

上位計画である第7次矢巾町総合計画の後期基本計画と終了年をあわせ、令和5年度に見直しを行います。

	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5
矢巾町総合計画	第7次(H28~)						
(基本計画・実施計画)	第7次・前期(H28~)			第7次・後期			
矢巾町地域福祉計画	第1期			第2期			
障がい者プラン及び 障がい福祉計画	第4期	第5期		(第6期)			
障がい児福祉計画	第1期			(第2期)			
高齢者福祉計画 介護保健事業計画	第6期	第7期		(第8期)			
子ども子育て支援事業計画	第1期			(第2期 R6まで)			
矢巾町地域福祉活動計画 (矢巾町社会福祉協議会)	第1期			(第2期/期間未定)			
岩手県地域福祉支援計画	第2期		第3期				

各種関連計画の期間について（実線：策定済又は策定中、点線：策定予定）



## 4. 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、住民組織の代表や社会福祉事業従事者等により構成される「矢巾町地域福祉推進審議会」を設置し、それぞれの立場から幅広く意見をいただきました。

また、アンケート調査を実施して、町民や関係者が求める地域像を把握し、調査結果を踏まえた計画を策定しました。

### (1) 矢巾町地域福祉推進審議会

住民組織の代表、社会福祉事業従事者、社会福祉協議会や行政機関の代表、学識経験者等により構成される矢巾町地域福祉推進審議会（以下、「審議会」という）を新たに設置し、計画の策定方針、策定方法及び計画内容について、それぞれの立場から幅広く意見をいただきました。

また、審議会には、公募委員の枠を設け、より町民の声を反映できる体制づくりに努めました。

今後は、審議会において、計画に基づく事業の進捗管理や評価を行ってまいります。

### (2) 地域福祉ニーズ調査

町民の地域活動への参加状況や、町に求める相談支援体制、日常生活での福祉的なニーズ等を把握し、計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。

なお、アンケート調査票は、20歳以上70歳未満の町民から無作為に抽出した700名に対して郵送により配布し、228件を回収しました。

### (3) パブリックコメント

計画（案）に対するパブリックコメントを実施し、町民からの意見を求め、計画に反映するよう努めました。

## 第2章 矢巾町の現状について

### 第1節 統計資料による矢巾町の現状について

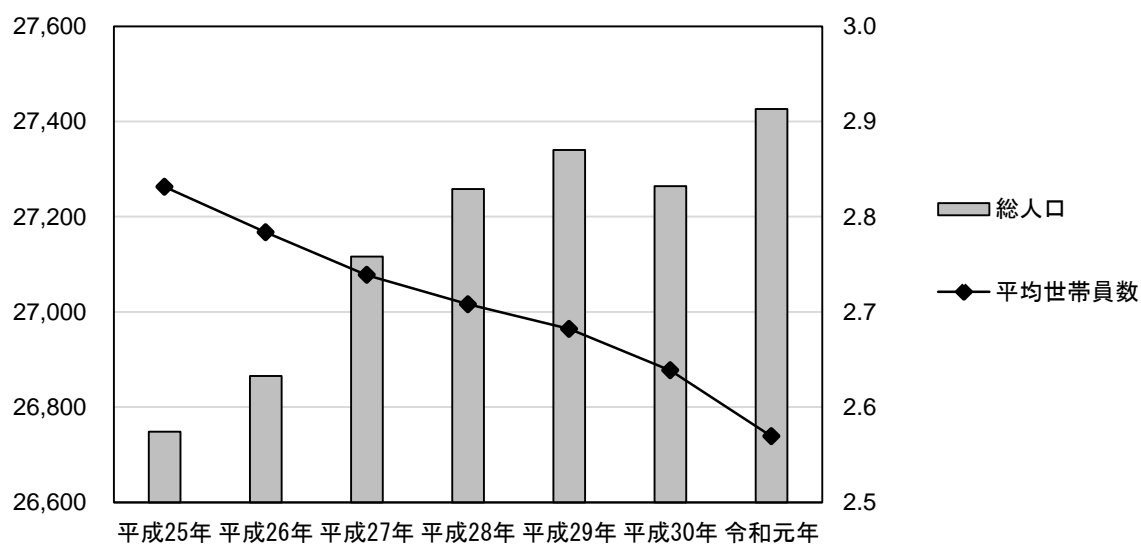
#### 1. 総人口・世帯数の推移

(人口・世帯・世帯員数)

町の総人口は、平成26年以降、新規宅地開発や集合住宅の建設等により緩やかに増加にしています。

また、世帯数は、人口の増減にかかわらず増加を続けており、それに伴って平均世帯員数は減少しています。

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
男性	12,857	12,870	12,995	13,062	13,075	13,029	13,097
女性	13,895	13,995	14,121	14,196	14,265	14,235	14,329
総人口	26,748	26,865	27,116	27,258	27,340	27,264	27,426
世帯数	9,447	9,651	9,901	10,066	10,194	10,333	10,675
平均世帯員数	2.831	2.784	2.739	2.708	2.682	2.639	2.569



総人口・世帯数の推移 (矢巾町住民課作成 基準日：各年10月1日)

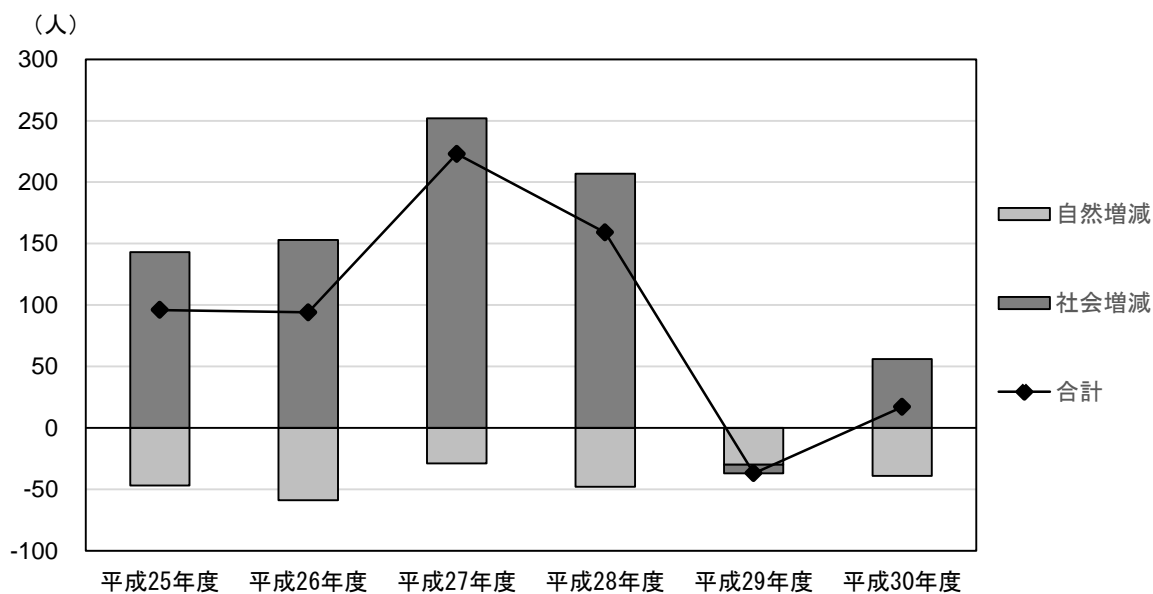
## 第1期矢巾町地域福祉計画

(人口動態 社会増減・自然増減)

町では、平成20年度に死亡者数が出生者数を上回って以降、自然減が続いています。

一方で、ここ数年は、平成29年度を除き転入者数が転出者数を上回っており、社会増の傾向にあることが、町の総人口の増加につながっています。

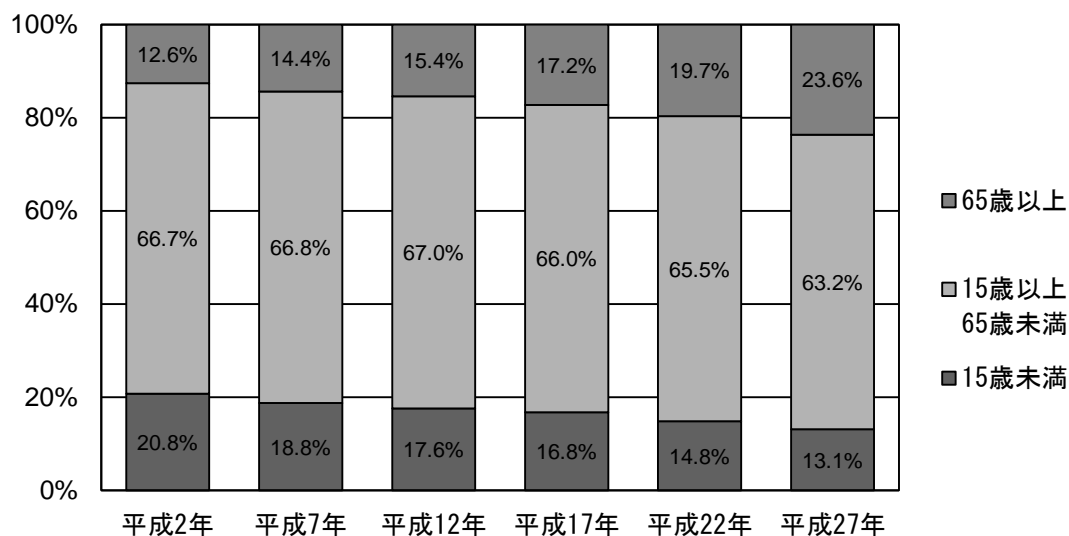
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
出生	196	175	219	211	222	199
死亡	243	234	248	259	252	238
自然増減	-47	-59	-29	-48	-30	-39
転入等	1,145	1,389	1,309	1,218	1,043	1,218
転出等	1,002	1,236	1,057	1,011	1,050	1,162
社会増減	143	153	252	207	-7	56
合計	96	94	223	159	-37	17



年度別人口増減数の推移 (出典：住民課統計資料)

## 2. 年齢構成別人口割合の推移

高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は、岩手県内の他市町村と比較すると低い水準ではありますが、年々上昇を続けています。特に、団塊の世代が65歳を超えたここ数年はその伸びが顕著になっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると平成37年（2025年）には約30%、平成47年（2035年）には約35%に達すると見込まれています。

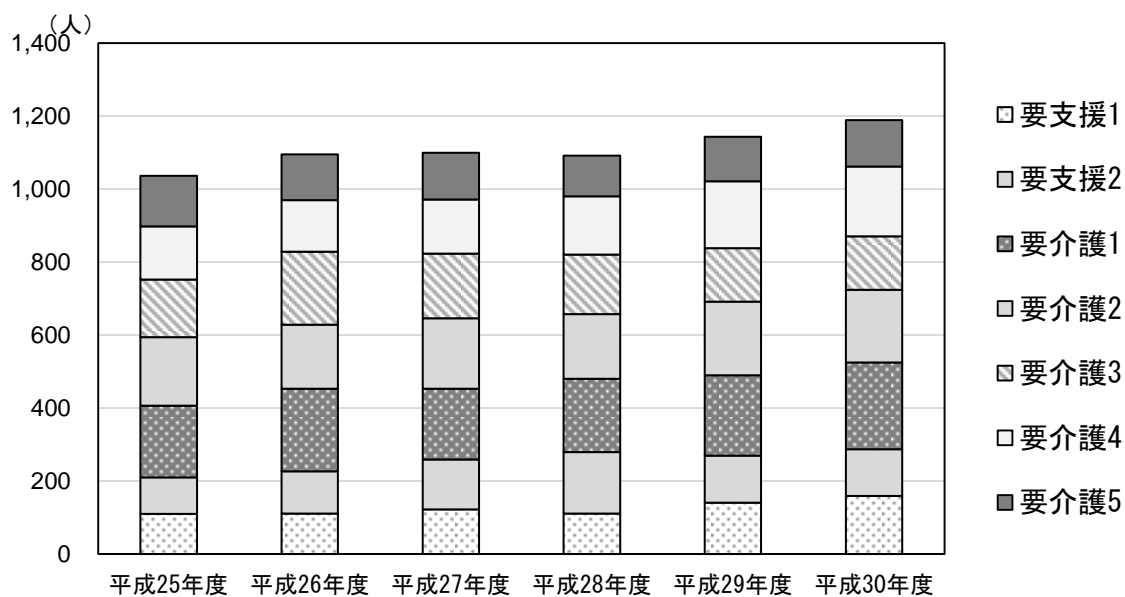


年齢階層別人口割合の推移（出典：国勢調査（総務省統計局） 基準日：各年10月1日）  
 小数第2位で四捨五入しており、合計値が100%にならない場合があります。

### 3. 要支援・要介護認定者の推移

介護保険制度が平成12年度にスタートして以降、高齢者の増加に伴って、町内の認定者数は増加を続けています。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	110	111	122	111	141	159
要支援2	100	116	137	168	129	128
要介護1	196	226	194	201	220	238
要介護2	188	175	193	177	201	199
要介護3	158	200	177	163	147	146
要介護4	145	141	148	160	183	191
要介護5	139	126	128	111	122	127
合計	1,036	1,095	1,099	1,091	1,143	1,188



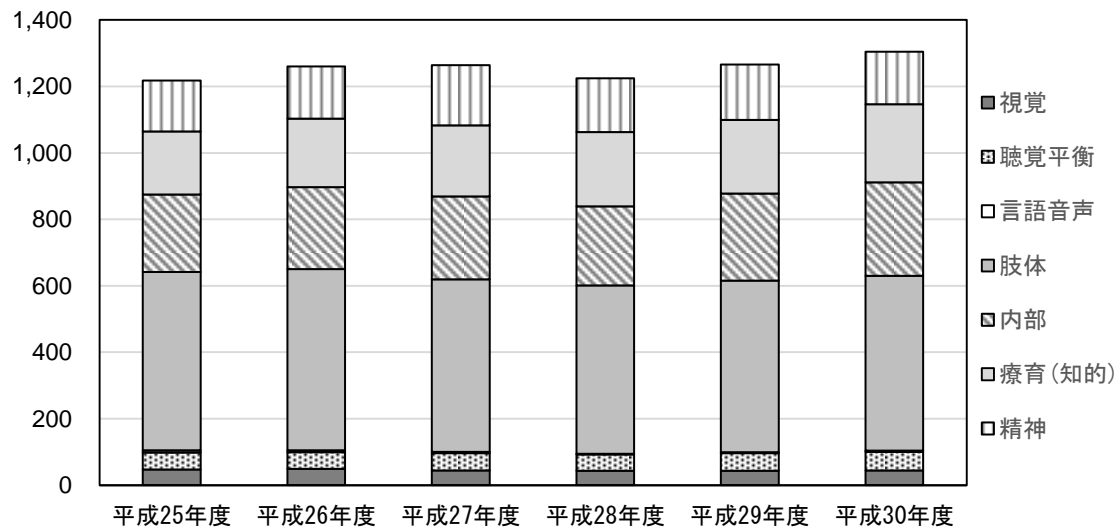
要介護認定者の推移（出典：健康長寿課統計資料 基準日：各年度末）

4. 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は、増加傾向にあり、身体障害（内部障害：心臓機能障害、じん臓機能障害など）や知的障害により交付される方が増加しています。

障害の種類		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
身体	視覚	47	49	44	43	43	44
	聴覚平衡	51	50	52	49	53	56
	言語音声	7	6	4	2	3	4
	肢体	536	545	519	507	516	526
	内部	233	246	250	238	262	281
身体合計		874	896	869	839	877	911
療育（知的）		190	207	213	223	222	235
精神		153	157	181	162	166	158
合計(※)		1,217	1,260	1,263	1,224	1,265	1,304

※所持者数を単純に合算しているため、複数の手帳を所持する方は二重に計上されている。



障害者手帳所持者数の推移（出典：福祉・子ども課統計資料 基準日：各年度末）

### 5. 生活保護受給状況

生活保護受給者数は、100名前後の横ばいの状態が続いていますが、受給世帯数は増加傾向にあります。

特に、高齢者や障害者の単身世帯、ひとり親家庭が増加しており、生活保護制度による支援に限らず、様々な制度を組み合わせた生活支援を必要とする家庭が増えています。

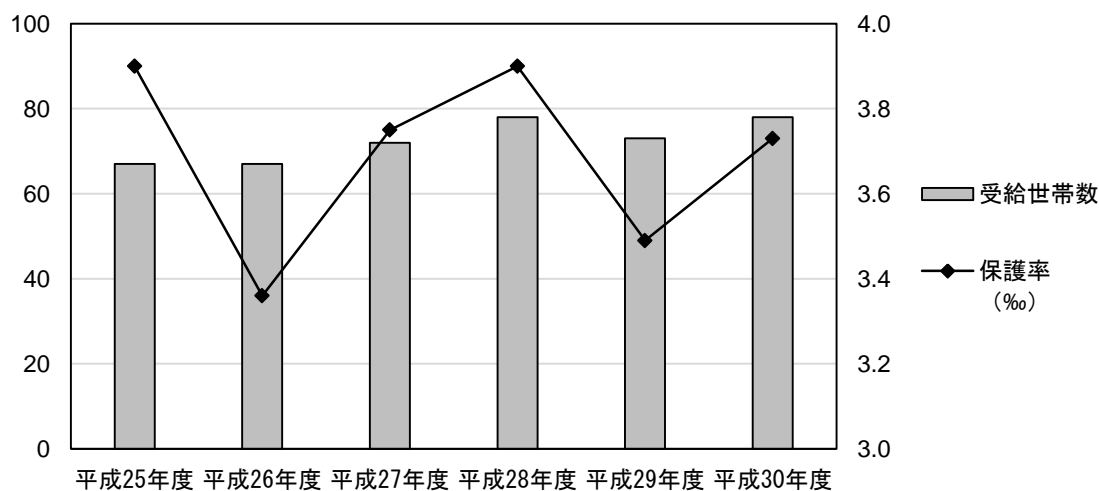
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給世帯数	67	67	72	78	73	78
受給者数	104	90	101	106	97	100
保護率(‰)	3.90	3.36	3.75	3.90	3.49	3.73

保護率(‰)：人口1,000人あたりの被保護者の人数を示している。

(参考)

振興局管内 保護率(‰)	7.05	6.70	6.81	6.83	6.55	6.43
岩手県内 保護率(‰)	11.07	10.98	10.88	10.68	10.88	公表前

振興局管内：岩手町、葛巻町、雫石町、紫波町、矢巾町の5町



生活保護受給世帯数の推移について（出典：盛岡広域振興局保護課統計資料）

## 6. 民生児童委員の活動状況

令和元年11月30日現在、町内では51名の民生児童委員（主任児童委員を含む）が活動しています。

月あたりの平均活動日数は13～14日程度で推移していますが、委員ごとのばらつきが大きく、月10日未満から月25日程度まで活動実態は様々です。

なお、民生児童委員の定数については、3年に一度、各行政区の住民構成や人口増減の推移などを踏まえて見直しを図っており、令和元年12月1日の一斉改選において、53名（主任児童委員3名を含む）に改められました。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
委員数 (各年度末)	49	49	49	51	51	50
年間活動日数	8,952	8,081	8,156	8,177	8,215	8,093
1人あたりの 平均活動日数	182.7	164.9	166.4	160.3	161.1	158.7
参考：月換算	15.2	13.7	13.9	13.4	13.4	13.2

民生児童委員数とその活動日数の推移（出典：福祉・子ども課統計資料）

※平均活動日数については、便宜上、各年度末の委員定数により算出した。

※平成30年度については、委員定数は51名であるが、平成30年4月1日～5月16日及び平成31年2月5日～平成31年3月31日の期間において、それぞれ1名欠員が生じている。



## 第 2 節 地域福祉ニーズ調査の結果（概要）について

### 1. 調査の目的

第 2 期矢巾町地域福祉計画の策定にあたり、第 1 期矢巾町地域福祉計画の評価指標についての実態、現在のニーズを把握し、第 2 期地域福祉計画期間中に重点的に取り組む事項やその方向性を検討するための基礎的な情報を得ることを目的として、地域福祉ニーズ調査を実施しました。

調査期間は、令和 2 年 1 月から 2 月までで、郵送により配布・回収を行いました。回答数は 228 件で、回答率は 32.6%となっています。

実施した地域福祉ニーズ調査の結果の概要を以下に示します。

### 2. 調査内容と調査方法等

調査区分	調査対象	調査日時	備考
アンケート調査	令和元年 1 月 1 日時点で 矢巾町に住所を有する 20 歳以上 70 歳未満の男女	令和 2 年 1 月 24 日～ 2 月 5 日	配布数/700 票 回収数/228 票 回収率/32.6% 無効数/4 票 有効回収率/32.0%

## 3. アンケート調査結果概要

## (1) 回答者の属性について

## 年齢・性別について

	男性	女性	無回答
20代	7	13	0
30代	18	13	1
40代	18	26	1
50代	20	43	1
60代	30	35	1
無回答	1	0	0
合計	94	130	4

## 就労状況について

選択肢	回答数	割合
就労している	179	78.5%
就労しているが、転職先を探したい/探している	11	4.8%
現在は無職だが、就労先が決まっている	2	0.9%
現在は無職であり、仕事を探したい/探している	13	5.7%
仕事をしていない(仕事を探していない)	23	10.1%
有効回答数 =	228	

## ("就労している"と答えた方) 就労形態について

選択肢	回答数	割合
フルタイム(正規職員)	97	51.1%
フルタイム(非正規職員)	21	11.1%
パート・アルバイト	37	19.5%
自営業(農業、林業を含む)	15	7.9%
その他	4	2.1%
無回答	16	8.4%
有効回答数 =	190	

## 第1期矢巾町地域福祉計画

### 家族構成について

選択肢	回答数	割合
単身世帯（ひとり暮らし）	7	3.1%
一世代世帯（夫婦のみ）	58	25.4%
二世帯世帯（親と子）	117	51.3%
三世帯世帯（親、子、孫）	39	17.1%
その他（兄弟姉妹、四世代世帯）	5	2.2%
無回答	2	0.9%
有効回答数	= 228	

### 矢巾町での居住年数について

選択肢	回答数	割合
1年未満	4	1.8%
5年未満	27	11.8%
10年未満	22	9.6%
10年以上	174	76.3%
無回答	1	0.4%
有効回答数	= 228	

### 住宅の形態について

選択肢	回答数	割合
持ち家（一戸建て）	192	85.0%
借家（一戸建て）	8	3.5%
借家（集合住宅）	21	9.2%
公営住宅	2	0.9%
社宅・寮等の給与住宅	2	0.9%
その他	2	0.9%
無回答	1	0.4%
有効回答数	= 228	

ここ3年程度の間に家庭で抱えていた困りごとについて

(複数回答・最も困っていたものを別途選択)

	最も困ったこと (有効回答数 80)		困ったこと (有効回答数 220)	
	回答数	割合	回答数	割合
1 病気や健康	17	21.3%	60	27.3%
2 障がい	2	2.5%	13	5.9%
3 住まい	5	6.3%	20	9.1%
4 収入・生活費	19	23.8%	58	26.4%
5 家賃・住宅ローンの支払い	3	3.8%	17	7.7%
6 税金や公共料金等の支払い	5	6.3%	20	9.1%
7 借金	2	2.5%	9	4.1%
8 仕事探し・就職	2	2.5%	24	10.9%
9 仕事上の不安やトラブル	4	5.0%	22	10.0%
10 地域との関係	0	0.0%	15	6.8%
11 家族・親族との関係	4	5.0%	28	12.7%
12 子育て	3	3.8%	14	6.4%
13 介護	9	11.3%	32	14.5%
14 ひきこもり・不登校	2	2.5%	4	1.8%
15 DV・虐待	0	0.0%	0	0.0%
16 食べるものがない	0	0.0%	0	0.0%
17 自然災害への対応	2	2.5%	10	4.5%
18 その他	1	1.3%	7	3.2%
19 特にない	-	-	80	36.4%
20 答えたくない	-	-	4	1.8%

有効回答数 = 220

困りごととして挙げられた中では、“病気や健康”が27.3%で最も多く、収入・生活費(26.4%)、介護(14.5%)が続きました。これらの項目は、最も困っていたこととして選択した方の割合も高くなっています。

一方で、“仕事探し・就職”、“地域との関係”については、最も困っていたこととして選択される割合が比較的少ない傾向が見られました。

その他としては、子どもの通う学校でのトラブル(人間関係、集金)、ペットの飼い方のマナー(糞尿、放し飼い)に関するもの等が挙げられました。

また、36.4%の方が、“(困りごとは)特にない”と回答しています。

## (2) 相談について

困りごとを他者に相談しているか

## 第1期矢巾町地域福祉計画

選択肢	回答数	割合
1 はい	48	36.4%
2 いいえ	84	63.6%

有効回答数 = 132

### 相談していない理由について（複数回答）

選択肢	回答数	割合
1 相談先が分からない	20	24.1%
2 近所の人や友人に知られたくない	8	9.6%
3 解決できないと思う	38	45.8%
4 相談の必要性を感じない	27	32.5%
5 支援を受けたくない	1	1.2%
6 過去に相談して嫌な思いをしたから	6	7.2%
7 相談場所に行く手段が無いから	0	0.0%
8 相談の時間帯に間に合わないから	2	2.4%
9 その他	10	12.0%

有効回答 = 83

相談しない理由としては、“解決できないと思う”を選択した方が、45.8%で最も多く、次いで、“必要性を感じない”（32.5%）、“相談先がわからない”（24.1%）という理由が挙げられました。

(3) 地域活動について

地域活動に参加していますか

選択肢	回答数	割合
1 はい	126	58.1%
2 いいえ	91	41.9%
有効回答数 = 217		

どのような地域活動に参加しているか（複数回答）

選択肢	回答数	割合
1 自治会行事	85	67.5%
2 地域のお祭り	55	43.7%
3 地区運動会・スポーツ大会	48	38.1%
4 一斉清掃	88	69.8%
5 小中学校行事	27	21.4%
6 地区文化祭	17	13.5%
7 子ども会行事	27	21.4%
8 学校協力活動	9	7.1%
9 青年会活動	1	0.8%
10 老人クラブ活動	4	3.2%
11 女性団体活動	5	4.0%
12 防災訓練・避難訓練	21	16.7%
13 子育て支援活動	1	0.8%
14 その他の行事	8	6.3%
有効回答数 = 126		

参加したいと感じる活動について（自由記述）

- ・「オレオレ詐欺」など対策のための講習会
- ・地域活性化、経済効果向上、矢巾町を主としたイベント
- ・教員退職者等の放課後学習支援
- ・子ども食堂
- ・土日開催の趣味的な行事
- ・1才児から参加できる土日開催のイベント
- ・子育て中のお母さん、お父さんが集まって話をする場
- ・子どもたちと一緒に遊ぶ等の子育て支援活動
- ・手話の勉強会
- ・介護の勉強会
- ・麻雀大会
- ・メンタルトレーニング、読書会

## 第1期矢巾町地域福祉計画

### 地域活動に参加しない理由

選択肢	回答数	割合
1 仕事を持っているので時間が無い	63	71.6%
2 どのような活動があるか情報がない	17	19.3%
3 興味の持てる活動がない	17	19.3%
4 健康や体力に自信がない	11	12.5%
5 家事・育児に忙しく時間が無い	7	8.0%
6 家族の介護のため時間が無い	6	6.8%
7 地域活動をする上での負担が大きい	13	14.8%
8 家族の理解がない	0	0.0%
9 地域にあまり関わりたくない	11	12.5%
10 地域活動は必要がないと思う	1	1.1%
11 その他	7	8.0%

有効回答 = 88

### 地域活動に対する意見

- ・地域では、一度先立ちをすると、また声をかけられる。参加しなければ、陰口を言われそうで、地域の行事に参加したくなくなる。
- ・仕事が忙しく時間が取れないため、中々参加できないが、時間的に余裕が出来れば、地域活動にも大いに参加したい。
- ・住宅地やアパートの増加で矢巾町に新しい人が増え仕事を持って生活している為、自治会行事や地区の運動会等の活動が負担です。順番で回ってくる役員の時は仕方がなく半ば強制的に参加しなくてはいけないので、行事・活動はない方が楽です。
- ・年配ばかりでなく若い人達が子供達と参加し交流できる活動があったら参加してみたいが、今の活動は年配が仕切り年配ばかり集まっているので参加しても気使うだけだから気が進まない。
- ・地域の方と共通の趣味など気軽にしたい。公民館の活動は少し気苦労がある。

(4) 相談体制の在り方

どのような人に相談したいと思うか（複数回答）

選択肢	回答数	割合
1 家族・親戚	134	66.0%
2 友人・知人	107	52.7%
3 町役場	53	26.1%
4 地域包括支援センター	26	12.8%
5 障がい者基幹相談支援センター	7	3.4%
6 子育て支援センター	8	3.9%
7 社会福祉協議会	16	7.9%
8 病院、医療機関	40	19.7%
9 ハローワーク	12	5.9%
10 職場関係の人	28	13.8%
11 学校関係の人	3	1.5%
12 民生委員・児童委員	8	3.9%
13 介護保険・障がい福祉サービスの従事者	35	17.2%
14 その他	4	2.0%
15 特にいない	13	6.4%

有効回答数 = 203

どのような場所で相談できれば良いと思うか（複数回答）

選択肢	回答数	割合
1 現在設置されている相談窓口	91	50.0%
2 商業施設など（出張相談）	20	11.0%
3 地域の公民館等の施設（出張相談）	16	8.8%
4 自宅（訪問相談）	35	19.2%
5 学校や職場（巡回訪問）	5	2.7%
6 利用している施設（巡回相談）	23	12.6%
7 その他	6	3.3%
8 特にない	47	25.8%

有効回答数 = 182



## 第1期矢巾町地域福祉計画

相談支援体制の整備について充実を望むことは（複数回答）

選択肢	回答数	割合
1 相談窓口を分かりやすくする	84	43.5%
2 情報発信の充実	58	30.1%
3 休日・夜間等の対応	52	26.9%
4 自宅等への訪問	32	16.6%
5 情報通信機器の活用	43	22.3%
6 すぐ行ける場所に相談窓口がある	51	26.4%
7 必要なサービスへつないでもらえる	64	33.2%
8 時間をかけて話を聞いてもらえる	39	20.2%
9 その他	3	1.6%
10 特になし	27	14.0%

有効回答数 = 193

町の設置する相談窓口に望むこと（自由回答・主なもの）

- ・ ネット、SNS での活動を活発にした方が良いのでは。
- ・ 相談窓口は、電話番号フリーダイヤルがあれば利用しやすいかと思う。
- ・ 相談者の立場になり、ゆっくりと向い会い、早く対応すべきと思う。
- ・ 色々な分野で悩んでいる人がいると思うので、時間をかけて話を聞いてもらえる所がもっと身近にあればいいのではないかと思う。
- ・ 24 時間体制で対応できる窓口も今後必要だと思う。（県と連携、もしくは近隣の市町で）
- ・ 親身になって話を聞いてくれて、解決策をしっかりと出してくれる事を願う。
- ・ 町民のあらゆる相談事に対応して頂ける窓口である事を願います。
- ・ 相談事が深刻なほど、相談をしに行く事が、勇気がいると思うので、相談窓口に行きやすいような雰囲気作りをしてほしい。
- ・ 行政側の立場で相談を受けるのではなく、相談者側の立場で相談を受け対応して欲しい。
- ・ マニュアル通りの対応ではなく、その人に合ったベストな方法を教えてあげて欲しい。
- ・ 体験者の声を聴きたい。
- ・ ○○支援センターとよくあるが、はたして自分の相談がどの部門にあたるのかわからないから、どこへ相談していいのかわからない時が一番困る。

(5) 災害時避難行動要支援者の個人情報の取り扱いについて

災害時避難行動要支援者の個人情報の取扱いについて

(自身の考えに最も近いものを選択)

選択肢	回答数	割合
1 緊急時の安否確認などに活用できるよう、積極的に提供した方が良い	69	33.8%
2 本人・家族が情報提供を拒否しない限り、提供した方が良い	59	28.9%
3 本人・家族が情報提供に同意した方に限定して、提供した方が良い	54	26.5%
4 プライバシーに関わるものなので、出来る限り提供しない方が良い	5	2.5%
5 わからない	15	7.4%
6 その他	0	0.0%
有効回答数	= 202	

それぞれの選択肢を選んだ理由（主なもの）

「1 緊急時の安否確認などに活用できるよう、積極的に提供した方が良い」と答えた方

- ・災害等の緊急時、迅速な対応上必要。積極的に推進すべき。プライバシー等言っているものではない。
- ・個人情報の提供により迅速に非常時動けるのであれば、それに越したことは無いと思うから。しかし、そう言うことを悪事に使う者もいるので、難しいとは思いますが。

「2 本人・家族が情報提供を拒否しない限り、提供した方が良い」と答えた方

- ・各関係機関の個人情報の取り扱いがしっかりしていれば要支援者の個人情報は把握してもらえる方が良いと思う。個人情報が世間話状態で漏らされるのは困るので、取り扱い者には責任を持って管理していただきたい。
- ・必要な情報だと思う、拒否できる権利も認めるべきと考える。

「3 本人・家族が情報提供に同意した方に限定して、提供した方が良い」と答えた方

- ・個人情報保護等法令順守、トラブル回避の観点から同意を得ることは不可欠。
- ・プライバシーということではなく、自分がどこに情報を提供しているか分かるからこそできる緊急対応や、緊急時の安心感があると思う。緊急時に使える支援や助けてくれる人たちを自分で把握することが大切だと思う。
- ・個人により何に使われるのかの不安が違ってくるので説明と同意が必要と思われる。

「4 プライバシーに関わるものなので、出来る限り提供しない方が良い」と答えた方

- ・消防と警察限定にした方が良いと思う。それ以外には情報提供不要。
- ・矢巾町の今の体制で管理が出来るとは思えない。

### 第3節 第1期計画の評価指標に対する進捗状況について

第1期計画で定めた5つの指標と進捗状況は以下のとおりです。

#### 1 生活支援サービスの充実

(1) 計画期間中の新規生活支援サービスの創出事例

目標値 8件 (計画期間中累計)

実績 6件 (令和元年10月末現在)

【内訳】

買い物支援事業	H29.4 開始 やはば生活支援ネットワークによる買い物送迎支援
オレンジボランティア	H29.4 開始 有償ボランティアによる家事援助等 (総合事業 訪問型サービスB をベースとしているが、 事業対象外の方も利用可能)
子どもの「食」支援事業	H29.7 開始 民生児童委員による子どもの学習・生活支援事業参加者 に対する軽食(おにぎり等)支援
おしゃべり会	H30.4 開始 あすなる会(精神障がい者家族会)によるピアサポート
こびりっこサロン (町社協からの補助事業)	H30.4 創設 主に各地区の老人クラブを主体とした高齢者サロン事業 実施団体12(令和元年10月末現在)
エン(縁)ジョイやはば ネットワーク (町からの補助事業)	H31.4 創設 各地域の自治公民館等を活用した支援拠点整備事業 実施団体18(令和元年10月末現在)

(2) 地域活動に参加している人の割合

計画前調査値 54.1%

目標値 60.0%以上

実績値 58.1% (アンケート調査により集計)

計画期間中に、自分の地域について学び、考えるためのきっかけ作りとするための地域福祉学習会や、地域の支え手を育成するための“わが町ほけんふくしゼミナール”を開催したほか、様々な住民参加の互助事業の立ち上げを行いました。

住民参加の機会が増えた一方で、参加者の固定化や、役員の負担感の増加を訴える声もあることから、事業の継続性の上でも、参加することが過度な負担につながらないような仕組みとして、引き続き調整を図っていく必要があります。

## 2 災害時に地域で支えあう体制の構築

災害時避難行動要支援者に係る個人情報提供同意率

計画前実績値	11.6%
目標値	50.0%以上
現状値	20.0%（令和元年6月末現在）

計画期間中、対象者への周知のほか、情報提供同意者に対する防災ラジオの無償貸与を行いました。情報提供同意率向上への効果は限定的でした。

結果として、同意率は、平成27年度末時点と比較すると上昇しているものの、依然として低い水準のままであり、より一層の挺入れが必要な状態が続いています。

## 3 包括的な支援体制の構築

### (1) 支援調整会議の開催回数

計画前実績値	年12回
目標値	年24回
実績値	23回（令和元年度実績見込）

※生活困窮者自立支援法に基づく「支援調整会議」のほか、類似の会議の実績を含む。

【基準】生活困窮者相談として、町が継続的に関っている世帯について、①支援方針を検討するために、②町が会議を主催し、③外部機関を複数参集したものを計上した。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (10月末現在)	令和元年度 (実績見込)
定期開催	11	11	6	11
随時開催	3	4	7	12
合計	14	15	13	23

### (2) 自分の困りごとについて、誰かに相談している人の割合

計画前調査値	61.1%
目標値	70.0%以上
実績値	36.4%（アンケート調査により集計）

町では平成28年度から“多機関の協働による包括的支援体制構築事業”に取り組み、複合的な課題を抱える家庭に対する総合相談体制を強化しました。

福祉以外（就労、住宅）の分野にも視野を広げた支援を展開することで、外部機関との調整機会や、相談件数・支援件数は増加しているものの、必ずしも町民に対する“誰かに相談する”という意識付けにはつながっていないことから、相談窓口の周知や相談受付の手段について、既存の手法にとらわれず、様々なものを検討・実践する必要があります。

## 第3章 矢巾町が目指す地域福祉の姿

各種データやアンケート調査等、矢巾町地域福祉推進審議会でのご意見等をもとに、第2期矢巾町地域福祉計画では、次のような計画の基本理念と目標を掲げます。

### 1. 基本理念

#### 基本理念

## やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり

第1期矢巾町地域福祉計画から引き続き、全ての町民が年齢や性別、心身の障がいの有無を問わず、お互いの人格や個性を尊重し、支え合いながら、健康で自分らしく活躍できるコミュニティを育成する「地域共生社会」の実現を目指します。

第2期計画では、町、関係団体、町民が共に目指す地域福祉の姿を「やさしさと思いやりに満ちた福祉のまちづくり」とし、町総合計画に定められたSDGs（注）の推進方法に則り、国際目標のSDGsの要素を反映し、「誰ひとり取り残さない」福祉のまちづくりを推進します。

（注）Sustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

### 2. 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を設定し、計画の推進を図ります。

#### （1）人づくり ～地域を支えるひとの育成～

町民一人ひとりが地域の一員として、互いに支え合う意識の醸成を図るとともに、地域の活動に進んで参加する人材（人財）の育成を行います。

#### （2）仕組みづくり ～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

支援を必要とする人が、地域から孤立することなく、確実に適切なサービスが受けられるよう、いち早く相談につながり、支援につながる仕組みづくりを推進します。

#### （3）まちづくり ～誰もが活躍できる地域の構築～

地域の中で活動する個人、団体がより活躍できるよう支援し、それぞれの活動が地域の活性化につながるようなまちづくりを推進します。

### 3. 計画の体系

基本目標を実現するため、以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

(1) 人づくり ～地域を支えるひとの育成～

- ・ 地域に根ざした福祉教育
- ・ 子どもの福祉のこころの醸成
- ・ ボランティアの養成
- ・ 民生児童委員の活動の充実
- ・ 地域福祉活動コーディネーターの育成

(2) 仕組みづくり ～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

- ・ 総合的な相談支援体制の充実
- ・ 福祉サービスの情報発信
- ・ 社会的孤立の防止
- ・ 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援
- ・ 成年後見制度の利用促進
- ・ 災害時避難行動要支援者の支援

(3) まちづくり ～誰もが活躍できる地域の構築～

- ・ 福祉事業への住民参画の促進
- ・ 地域住民参加による生活支援サービスの提供
- ・ ボランティア団体、NPO 法人に対する活動支援
- ・ 社会福祉法人等の地域貢献活動の充実
- ・ 企業の社会貢献活動の促進

## 4. 重点取組事項

本計画では、ニーズ調査の結果や行政課題、第1期計画において目標に大きく及ばなかった事項などをもとに、重点取組事項として、以下の3点を掲げます。

### (1) 総合相談体制の整備と多分野の支援機関との連携

平成28年度から取り組んでいる“多機関の協働による包括的支援体制構築事業”で培った相談支援のノウハウや、関係機関とのネットワークを基に、様々な相談を「丸ごと」受け止め、課題を整理したうえで必要な支援機関に繋ぐ体制づくりを進めます。

### (2) 地域における支えあいの基盤づくり

平成31年4月からスタートしたエン(縁)ジョイやはばネットワーク事業を核として、地域でボランティア活動を行う人材の育成や、育成した人材の活動の場の整備を行うことで、地域の抱える課題を「我が事」として捉え、地域で互いに支え合う体制づくりを進めます。

### (3) 災害時・緊急時の安全性を高める地域づくり

近年、全国各地で大規模災害により尊い命が失われる事態が発生していることを踏まえ、災害時避難行動要支援者の個人情報取り扱いについては、現状の手上げ方式（本人同意に基づく情報提供体制）を継続しつつ、逆手上げ方式（不同意者を除外した情報提供体制）への移行を見据えた制度周知を行います。

また、地域の自助・互助の力を高める活動だけでなく、万が一の大規模災害が発生した場合に外部からの支援を受け入れる力（受援力）を高める活動に取り組みます。

## 第4章 施策の展開

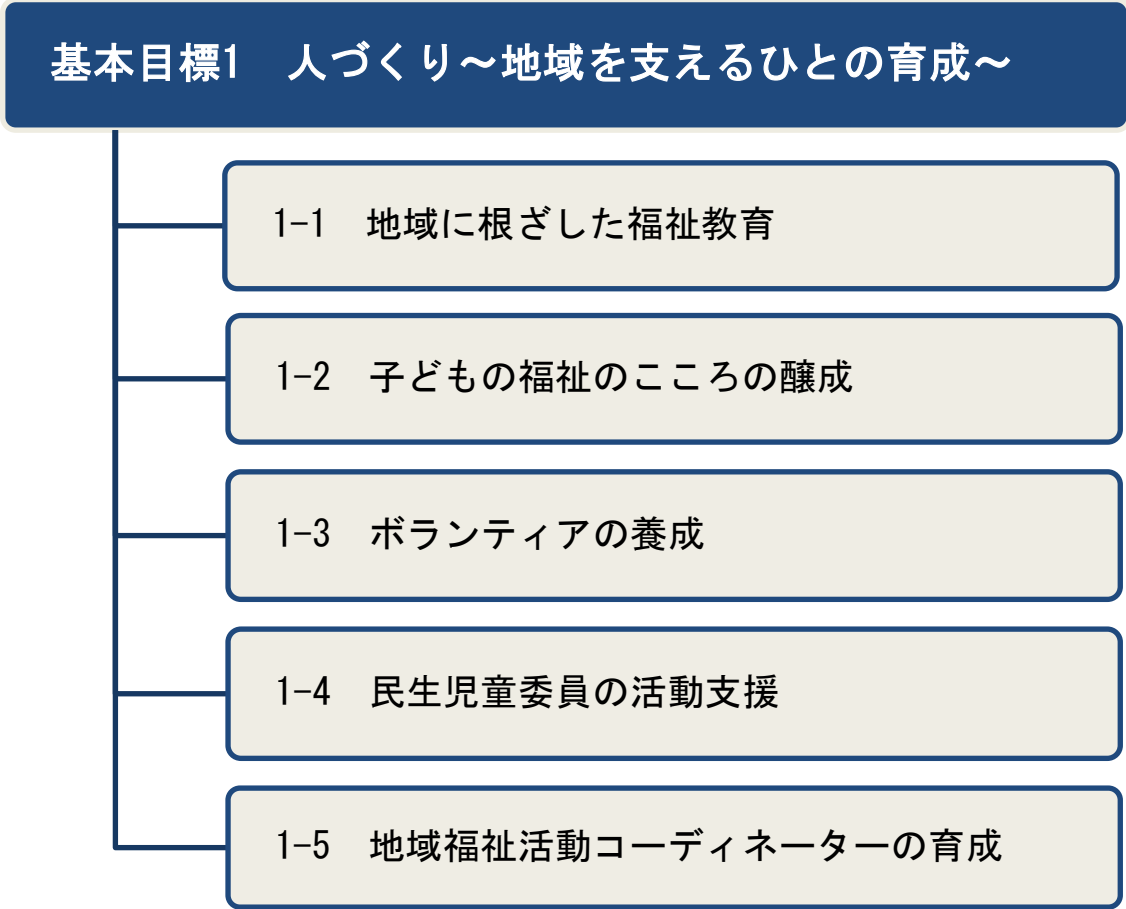
### 1. 基本目標1 人づくり ～地域を支えるひとの育成～

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、町民一人ひとりが地域の一員として、互いに支え合う意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動（有償・無償を問わず）や地域活動に進んで参加する人材の育成を進めます。

SDGs (注) 目標タグ



(注) Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。





## 1-1 地域に根ざした福祉教育

### 現状や課題

地域住民が共に支え合う共生社会の実現のためには、それぞれが生活の上でどのようなことに困難さを感じているか理解し合うことが大切です。

そのためには、更なる福祉の意識の醸成が必要なほか、地域活動への参加意欲がありながら、関わり方が分からずにいる方に対して、後押しとなるような支援が必要です。

### 将来像

地域住民が、障がいの有無や年齢、性別などに関わらず、お互いの個性を尊重し合いながら、地域活動に積極的に関わることができる。

### 施策の方向性

地域で支援を必要としている人たちへの理解や関心を高め、支え合いや助け合いなどの福祉の意識や、互いを思いやるこころの醸成を図るため、次のような取り組みを行います。

### 具体的な取り組み

#### ■ 地域における学び・検討の場づくり

町、町社会福祉協議会、自治会、大学・学校等と連携し、地域が抱える生活・福祉課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、地域の資源を活用して解決を目指すため講座や研修会を企画し、地域福祉活動の担い手育成や活性化に取り組んでいきます。

#### ■ 学校教育における福祉教育の推進

小中学校、高等学校、県立産業短期大学校、岩手医科大学などと連携し福祉教育を通じて、相手を思いやり、支え合うことの大切さ、いのちの大切さを知るとともに、地域福祉に関する理解を深め、体験学習も取り入れた学びの場等を促進し、福祉教育の充実に取り組めます。

#### ■ 認知症や障がいに関する啓発活動

認知症サポーター養成講座や、障害理解啓発事業等を通じ、認知症や障がいについて、町民の理解を深めるための活動を行います。

■ 知識や技術を活かした地域活動

町民の“培ってきた知識や技術を地域活動に活かしたい”という想いを実現するため、希望者に対する支援を行います。

## 1-2 子どもの福祉のこころの醸成

### 現状や課題

子どもたちが、障がいの有無や年齢等に関わりなく、命の大切さや人への思いやり、いたわりの気持ちを持ち、社会の中で共に支え合って生きるという「福祉のこころ」や「人権の大切さ」を育むことが重要です。

子どもたちの「福祉のこころ」の醸成するため、体験学習やボランティア教育として、ハンディキャップ体験や施設訪問、支援学校との交流事業が実施されています。

限られた授業時間の中で、様々な経験が得られるよう“教える側”のスキルアップも求められています。

### 将来像

次代を担う子どもたちが、幼少期から地域に関わる機会を持ち、交流や体験活動などを通じて、思いやりやいたわりの気持ちを育むことができる。

### 施策の方向性

次代を担う子どもたちの思いやりやいたわりの気持ちを育むため、町社会福祉協議会や人権擁護委員等と連携して、次のような取組を進めます。

#### ■ 「福祉のこころ」を育む活動

町社会福祉協議会が実施するジュニアボランティア体験や地域での奉仕活動を通して、子どもたちの「福祉のこころ」を育みます。

#### ■ 人権意識を高める活動

町や人権擁護委員等による「人権の花運動」や「人権教室」を通じて、子どもたちの“互いを認め合うこころ”を育みます。

#### ■ 「いのちの大切さ人への思いやり」を育む活動

町では自殺対策計画の4つの重点施策の「子ども若者への対策」として、「SOSの出し方教室」や「ゲートキーパー養成講座」等を実施しており、広報やイベントの開催等を通じて、いのちの大切さや自殺予防に関する普及啓発を行います。

## 1-3 ボランティアの養成、活動支援

### 現状や課題

町では、高齢者の生活支援や精神障がい者の地域参加を促進するためのボランティア養成講座を定期的で開催しており、養成講座修了者にはボランティア団体に加入していただき、それぞれの団体での活動が活性化していますが、団体によっては、ボランティアの高齢化が進み世代交代がうまく進んでいないといった課題が挙げられています。

ニーズ調査から、「地域の方々に手助けして欲しいこと、協力を求められたときでできること」の結果から、「支援してほしいこと」など地域福祉ニーズと「ボランティアとしてできること」のボランティア、NPO等の活動とのマッチングの仕組みを構築する必要があります。

### 将来像

地域の福祉ニーズに応じて、様々なボランティア活動を担う人材が養成されている。

### 施策の方向性

子どもから高齢者まで幅広い世代を対象としてボランティアを養成するため、町と町社会福祉協議会のボランティアセンターが連携して、次のような取組を実施します。

#### ■ 年齢層にあわせたボランティアの養成、活動支援

子どもから高齢者まで幅広い年齢層が参加できるよう、多様なボランティアの養成研修を実施し、町社会福祉協議会と連携し活動支援を推し進めます。

#### ■ 研修機会の確保

福祉ボランティア活動に必要な知識・技能を習得するための研修機会の確保に努め、町独自の開催が難しい場合には、関係団体が開催する研修会の周知・広報を行います。

#### ■ 生涯現役の環境整備

働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を生かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境の整備に努めます。

## 1-4 民生児童委員の活動支援

### 現状や課題

民生児童委員は、担当地区の住民の生活状態の把握や相談支援、福祉サービスの利用援助など様々な活動を行う、地域住民にとって最も身近な相談相手です。

町では、委員としての経験年数や役職に応じた研修会への派遣や、外部講師による自主的な研修をとおして人材育成を実施していますが、民生委員・児童委員に期待される役割が増え負担感が増していること、地域住民の抱える生活課題の複雑化・多様化により単独での対応が困難になってきていること、委員全体の高齢化などが課題となっています。

### 将来像

民生児童委員と町が必要な情報を共有し、各種相談支援機関や地域住民と協力しながら、地域住民の生活上の困りごとに応じた適切な相談・支援を行うことが出来る。

### 施策の方向性

住民が抱える生活・福祉課題などの早期発見や迅速かつ適切な相談支援などを行う民生児童委員の活動を充実・強化するため、次のような取組を進めます。

#### ■ 適切な情報提供・情報管理の徹底

民生児童委員のより充実した活動につなげるため、適切な情報管理の下で、地域の要援護者情報等を提供します。

#### ■ 地域内での連携支援

各地区の民生児童委員と自治会等が連携し、地域住民の生活課題の早期発見や相談支援活動が行えるよう支援します。

#### ■ 負担軽減策の検討

民生委員の負担軽減を図るため、退任委員によるサポートや協力員制度など、民生委員の活動を支えるための在り方を検討します。

#### ■ 啓発活動の実施

地域福祉推進の重要な担い手であることから、その役割や活動内容について町民へ周知を図り、担い手確保や後継者育成を行います。

## 1-5 地域福祉活動コーディネーターの育成

### 現状や課題

福祉ニーズに対応した地域福祉活動を効果的に行うためには、地域の生活・福祉課題を的確に把握し、支援の内容や方法を検討する際に中心的な役割を担う事ができる地域福祉活動コーディネーターを育成・配置することが必要です。

現在、町の職員で養成講座を修了した者は、1名のみであることから、養成研修への派遣により人材育成・確保を行い、継続的な活動ができる体制を整える必要があります。

### 将来像

地域福祉を円滑に進めていくため、地域の社会資源を活かし、様々な福祉ニーズに対応し、地域福祉活動をコーディネートできる人材が育成・配置されている。

### 施策の方向性

地域福祉活動コーディネーターを育成するため、次のような取組を進めます。

#### ■ 地域福祉コーディネーターの育成

岩手県社会福祉協議会主催の地域の福祉課題の理解や活動のノウハウ習得等を目的とした養成研修等に、町職員等が参加し技能の取得と先進事例の情報収集に努めます。

#### ■ 組織を越えた活動展開

地域福祉活動コーディネーターが、所属組織に留まらず、地域福祉の視点を取り入れた活動を広く展開できるよう、フォロー体制を整備します。

また、町社会福祉協議会に配置されている研修修了者と、互いに協力することで、それぞれの組織の強みを活かした地域福祉活動を実践します。

## 2. 仕組みづくり～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

誰もが地域で安心した生活を送ることができるよう、身近なところで気軽に相談ができる体制を整備するほか、介護者、障がい者、児童、生活困窮者などの領域別のフォーマルな福祉サービスのみならず、住まい、就労、家計などのインフォーマルな支援までを含めた包括的な生活支援を行う仕組みを作ります。

SDGs 目標タグ



### 2 仕組みづくり

#### ～支援につながる・つなげる仕組みの展開～

2-1 総合的な相談支援体制の充実

2-2 福祉サービスの情報発信

2-3 社会的孤立の防止

2-4 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援

2-5 成年後見制度の利用促進

2-6 災害時避難行動要支援者の支援

## 2-1 総合的な相談支援体制の充実

### 現状や課題

現在、本町では役場や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターにおいて、各分野ごとの相談に応じているほか、社会福祉協議会においても暮らしの専門相談所など相談支援の体制をとっています。しかし、従来型の“縦割り行政”により様々な相談機関が設置されたことで、制度や対象者ごとの専門的な相談支援体制が構築されてきたものの、相談者がたらいまわしになる事例や、いざ相談したいと思ったときに「どこに相談すれば良いかわからない」といった事態が発生しています。

それぞれの相談機関の持つ専門性を活かし、多様な問題やニーズを抱える地域住民に対して迅速かつ適切な相談支援を行うため、従来の“縦割り行政”の枠を超え、悩みを「丸ごと」受け止める“断らない相談支援”が求められています。

### 将来像

福祉サービスの利用から生活支援まで様々な相談を「丸ごと」受け止める総合相談体制を整備し、相談内容に応じた支援機関につなぐことで、各機関がそれぞれの機能を活かした支援を実施することができる。

### 施策の方向性

あらゆる住民の相談を受け止める総合相談窓口を整備し、その活動を充実させるため、次のような取組を進めます。

#### ■ 相談員の育成

複合した問題を抱える相談に応じ、問題点を整理したうえで、相談者と支援機関の間の調整役を担う人材の育成を進めます。

#### ■ 情報共有シートの活用

他の支援機関を案内する際に、相談者が同じことを繰り返し説明することを防ぐため、情報共有シートの活用を進めます。

#### ■ 支援技術の共有



## 第1期矢巾町地域福祉計画

分野の異なる相談支援従事者の共同研修などを通じて、担当領域ごとに有している支援技術等を共有する機会を確保します。

### ■ 総合的な相談体制の情報提供の推進

困りごとはどこへ相談したらいいのか、相談窓口を明確にし、町ホームページや広報、チラシ等様々な方法で分かりやすいように町民に周知し情報発信を行います。

## 2-2 福祉サービスの情報発信

### 現状や課題

福祉サービスに関する情報は、インフォーマルサービスを含めると極めて多岐にわたっており、一元的に情報を入手するのは非常に難しい状況になっています。

また、年代や生活習慣によって、情報を得るための手段も異なっていることから、特定の手段に限定せず、様々な手段を用いて、情報発信を行っていく必要があります。

### 将来像

利用したい福祉サービスの情報を容易に得ることができるよう、福祉サービスの情報が、様々な媒体を利用した的確に発信されている。

### 施策の方向性

誰もが、自身が必要とする情報をできる限り容易に得られるよう、次のような取り組みを進めます。

#### ■ 総合的な情報発信

総合相談窓口において、住民が必要とする情報を発信できる体制づくりを進めます。

#### ■ 利用者の特性に応じた情報提供

利用者の特性に配慮し、拡大印刷やフリガナの使用、音声や図を活用した情報提供に努めます。

#### ■ 複数の媒体の活用

広報誌やホームページ、SNS、町情報ラジオ番組を活用し、それぞれの媒体の特性を活かした情報発信を行います。

## 2-3 社会的孤立の防止

### 現状や課題

近年、独居高齢者やひとり親家庭、失業者などが、支援を必要とする状況になっていても、地域や関係機関から把握されない、又は、何も支援できない状況に陥っている「社会的孤立」という問題が生じています。

「社会的孤立」は、最悪の場合「自殺」や「孤独死」につながる重大な問題であることから、地域内での緩やかな見守りを通し、問題が深刻化する前に適切な支援につながることが求められています。

### 将来像

誰もが地域住民の一員として社会的に孤立することなく、必要な支援や情報提供を受けられることができる。

### 施策の方向性

地域での孤立防止のため、近隣住民等による普段からの見守りや声かけなどの支援体制づくりに向けて、町と関係者が協働して次のような取り組みを進めます。

#### ■ 情報収集・共有の在り方の検討

プライバシーに最大限配慮しつつ、生活困窮に陥る恐れがある世帯の把握や情報共有のあり方について検討を行います。

#### ■ 専門機関への橋渡し

民生児童委員による訪問活動や安否確認などにより、支援対象者の実態把握に努め、専門的な支援が必要と判断される場合には、適切な橋渡しを行います。

#### ■ 深刻化の防止

複合的課題を抱えた要援護者を早期に把握し、介入することで、問題の深刻化により生じる生活困窮や自殺の防止を図ります。

#### ■ 「ひきこもり」への支援

「ひきこもり」に対する理解を促進し、ひきこもり状態にある本人や家族が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。

## 2-4 生活困窮者・生活保護受給者の自立支援

### 現状や課題

高齢者や障害者のみで構成される世帯、多くの子どもを抱えるひとり親世帯が増加する中で、生活保護制度を含めた様々な生活支援を必要とする家庭が増えています。

上記のほか、8050 問題を抱える世帯や長期離職者など、生活困窮に陥るリスクの高い世帯に対するセーフティーネットを整備するため、福祉分野に限らず様々な分野の団体と連携することが求められています。

### 将来像

生活保護受給者や生活困窮者に対して、一人ひとりの状況に応じた自立・就労支援を行うことで、できるだけ早期に生活課題が軽減・解消され、安心して自立した生活を営むことができる。

### 施策の方向性

生活課題の軽減・解消のため、生活困窮者自立相談支援機関と連携して、次のような取り組みを進めます。

#### ■ 様々な制度の活用

様々な支援機関と連携し、就労支援やその他の給付・補助制度を活用することで、自立した生活が送れるよう支援します。

#### ■ 貧困の連鎖の防止

個々の状況に応じた適切な支援策を包括的に提供するとともに、貧困の連鎖を防止するため、学習支援プログラムをはじめとした子どもに対する支援を進めます。

#### ■ 他分野との連携

生活困窮者自立相談支援事業の実施機関とともに、福祉分野に限らず、消費者行政、労働、住宅、教育、司法など様々な分野の団体と連携を図ります。

#### ■ 生活保護受給者への支援

生活保護受給者に対しては、盛岡広域振興局のケースワーカーと連携し、個々の状況に応じた生活支援を行います。

## 2-5 成年後見制度の利用促進

### 現状と課題

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人が安心して地域で生活するためには、各種手続きの援助とともに、本人が有する財産や様々な権利を擁護する必要があります。

社会福祉協議会では、日常の金銭管理や福祉サービスの利用に必要な契約手続きを援助するために、日常生活自立支援事業を行っていますが、利用希望者（待機者）が多く、早急な利用開始が難しい状況です。

また、本人の判断能力の程度に応じて、財産管理や権利行使を代行するため、家庭裁判所が後見人を選任する成年後見制度がありますが、身上監護に応じられる成年後見人が少ないこと、手続きが複雑で利用されにくいことなどが課題とされています。

### 将来像

判断能力の低下などにより、福祉サービスの利用や金銭・財産管理が困難になっている住民であっても、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用しながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。

### 施策の方向性

判断能力が十分でない人でも地域で自立した生活を送ることができるよう、権利擁護制度の利用を促進するため、次のような取組を進めます。

#### ■ 成年後見センターの整備

周辺市町村と共同で成年後見センターを設置し、権利擁護に関する相談体制を整備するとともに、成年後見制度の周知及び利用促進を図ります。

#### ■ 法人後見制度の活用の検討

町内の社会福祉法人と情報交換を行い、法人後見制度の活用について検討を進めます。

#### ■ 町長申立ての活用

町長による申立て制度を活用し、親族による申し立てが困難な方に対して、成年後見制度の利用を支援します。

## 2-6 災害時避難行動要支援者の支援

### 現状と課題

地震や水害などの災害が発生したとき（発生する恐れがあるとき）に、高齢者や障がい者、難病患者などの「災害時避難行動要支援者」に対し、迅速かつ的確な支援を行うためには、要支援者情報の共有、避難支援者の選定、避難経路や避難所の確認など、平常時からの取組が重要です。

また、要支援者への支援の必要は理解していても、どの様に支援したら良いかわからない、支援のために必要な情報が十分に伝わっていないなどの課題があります。

### 将来像

災害発生時・避難勧告発令時に自力で避難することが困難な住民を、普段から地域で見守り、いざという時に素早く支援できる仕組みが地域に定着している。

### 施策の方向性

災害発生時等において要支援者の避難支援が的確に行われるよう、次のような取り組みを進めます。

#### ■ 制度の活用

関係者に対し、引き続き避難行動要支援者名簿制度の周知を図り、登録率の向上に努めます。

#### ■ 見守りの仕組みづくり

町、町社会福祉協議会、民生児童委員協議会、自治会等が相互に協力し、災害の発生に備えた、地域住民による普段から見守りを行う地域の仕組みづくりを促進します。

#### ■ 関係機関とのネットワークづくり

災害発生後にボランティアなどによる支援が効果的に行われるよう、平常時から、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社岩手県支部などの関係機関とネットワークの構築を図り、ボランティアを円滑に受け入れられる体制づくりを進めます。

### 3. まちづくり ～誰もが活躍できる地域の構築～

個人、団体がより一層活躍できる地域づくりを進め、住民参加による生活支援サービスの創出や社会福祉法人・企業による地域貢献活動の実施を促すことで、地域活性化の好循環につなげます。

SDGs 目標タグ



#### 3 まちづくり ～誰もが活躍できる地域の構築～

3-1 福祉事業への住民参画の促進

3-2 地域住民参加による生活支援サービスの提供

3-3 ボランティア団体、NPO法人に対する活動支援

3-4 社会福祉法人等の地域貢献活動の充実

3-5 企業の社会貢献活動の促進

### 3-1 福祉事業への住民参画の促進

#### 現状と課題

住民主体の地域福祉の推進のためには、住民アンケートや、各種委員会・検討会への住民代表の参加、更には説明会やパブリックコメントの実施により広く計画・事業に対する意見を募るなど住民が関わることのできる機会を増やすことで、地域住民が福祉行政に関心を持ち、主体的に関与できる開かれた環境を作っていく必要があります。

#### 将来像

住民の生活に関わる社会福祉行政分野の計画や施策の立案、実施、評価等に地域住民が参画できる仕組みが整備され、住民の意見を反映することができる。また、身近な生活支援活動やサービスが、住民の参加により運営されている。

#### 施策の方向性

福祉行政への住民参画を推進するため、次のような取り組みを進めます。

##### ■ 住民参画による計画策定

公募委員の選定など各種福祉計画の検討過程から地域住民が関与できる仕組みの検討を進め、住民参画の機会を増やします。

##### ■ 住民への意識啓発

住民参画の意識啓発を図るため、広報やホームページを活用した情報提供を行うとともに、福祉行政への理解に向けた研修会などを開催します。

##### ■ 住民参加の生活支援

町と町社会福祉協議会が連携し、公的な福祉サービス以外に、住民参加で生活支援を運営・実施できる仕組みづくりを支援します。



## 3-2 地域住民参加による生活支援サービスの提供

### 現状や課題

買い物や雪かき、子育てなど、日常生活に支援を必要としている住民が、地域で安心して暮らしていくためには、公的なサービスによる支援だけでは賅いきれない部分を、住民同士の支え合いにより補っていく必要があります。

地区公民館などを活用したサロン事業などを通して、それぞれの地域特性に応じた住民同士で支えあう体制づくりが進められていることから、現在の流れを活かしつつ、多様な生活支援サービスが創出されるよう地域への支援を継続する必要があります。

### 将来像

地域が抱える課題を住民が「我が事」として受け止め、コミュニティの中で解決を図るための生活支援サービスが、住民主体で創出できる。

### 施策の方向性

支援が必要な住民のニーズを把握し、住民主体の生活支援サービスを創出して行くため、次のような取り組みを進めます。

#### ■ 生活支援サービスの創出

町社会福祉協議会等の関係機関と連携し、住民主体の生活支援サービスの創出や運営を支援する仕組みづくりを促進します。

#### ■ 地域福祉コーディネーターの活用

地域の様々な生活上のニーズに応じた生活支援サービスの創出や提供につなげるための地域福祉コーディネーターの活動を促進します。

#### ■ 先進事例の紹介

他の地域の実践事例の情報を収集し、先駆的・先進的な事例を紹介することで、各地域の活動の活性化を促します。

### 3-3 ボランティア団体、NPO法人に対する活動支援

#### 現状と課題

地域の福祉ニーズが多様化・複雑化し、公的な福祉サービスだけでは対応できない状況が増えており、ボランティア団体や福祉事業を行うNPO法人への期待が高まっています。

各団体が継続して機能的・効果的な福祉活動を行うためには、団体相互の情報交換や連携だけでなく、安定した資金の確保や地域住民の協力が求められています。

#### 将来像

地域で活動するボランティア団体やNPO法人が、地域のネットワークを活かしながら、住民や行政、他の福祉活動団体と協働し活動している。

#### 施策の方向性

ボランティア団体やNPO法人が、地域の多様な福祉ニーズに対応した福祉活動を展開するため、次のような取り組みを進めます。

##### ■ 活動に対する支援

各団体の活動内容や募集・案内などの情報発信（情報提供）を行うほか、団体の希望に応じた活動場所の確保を支援します。

##### ■ ボランティアコーディネーターの設置

町社会福祉協議会「第1期矢巾町地域福祉活動計画」では、町社会福祉協議会に設置するボランティアセンターを中心に、お互いの情報交換や連携強化を図るためボランティアコーディネーターの設置について目標値を1名としており、その実現のため取り組みを進めます。

##### ■ 助成制度の情報提供

活動の目的に応じて利用可能な各種助成制度や基金に関する情報を収集・提供し、機材の更新や事業の拡充につなげます。

### 3-4 社会福祉法人等の地域貢献活動の充実

#### 現状と課題

社会福祉法人や法人の運営する福祉サービス事業所はサービス提供を行うための専門的な知識や技能などを有しており、そのノウハウを地域に対して活用することは、地域にとって大きな財産となります。

本町においては、町内に拠点を置く社会福祉法人等が、平成29年1月に共同で地域貢献活動に取り組むための「やはば生活支援ネットワーク」協定を締結し、相互に連携した地域貢献活動が実施されています。

#### 将来像

社会福祉法人が、それぞれの運営している事業所が持つ専門的な知識や技能、施設等の機能を活用し、地域の実情に即した地域福祉サービスの提供・創出に貢献している。

#### 施策の方向性

町内の社会福祉法人と情報交換・情報共有を行いながら、地域貢献活動を推進するための取組を進めます。

##### ■ 地域特性にあわせた活動の推進

地域の環境変化（経済状況・人口の変化）に対応し、社会福祉法人にふさわしい地域貢献活動が実施されるよう、それぞれの法人を支援します。

##### ■ 情報発信の支援

それぞれの社会福祉法人が実施する活動について、住民に対する情報発信の支援を行います。

##### ■ 「やはば生活支援ネットワーク」の活用促進

町内の社会福祉法人等が連携して実施する活動についても、適切に情報を開示し、利用の拡大に努めます。

## 3-5 企業の社会貢献活動の促進

### 現状と課題

企業が社会に果たす役割や責任などの意識の高まりを受けて、ボランティア休暇制度の導入や社員の地域活動への参加奨励、福祉団体に対する資金・資材の提供を行うなど、地域貢献活動に対する企業の理解も深まっています。

行政・企業・住民が、それぞれの活動を互いに把握するのは難しい状況にあることから、積極的な情報提供・情報発信を行い、それぞれのニーズのマッチングを行う機能が求められています。

### 将来像

社会貢献・地域貢献を重要な使命に位置づける企業が増え、それぞれの企業がその業態に合わせた様々な形で地域に貢献している。

### 施策の方向性

企業に対し地域貢献活動を促すばかりでなく、実施して良かったと思える環境を整えるため、次のような取り組みを進めます。

#### ■ 企業への理解促進

企業が積極的に社会貢献活動に取り組むよう、理解促進を図ります。

#### ■ 資源とニーズのマッチング

企業の申し出に応じて、様々な資源を地域のニーズに結び付けられるようコーディネートの仕組みづくりを行います。

#### ■ 活動内容の紹介

積極的に社会貢献活動等を行っている企業の活動内容等の周知を図ります。

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進、評価について

本計画で掲げる3点の重点取組事項について、計画の達成度を評価するための事業実施指標として、第1期計画の5つの指標について指標を設定します。

町総合計画後期基本計画と整合性を図り、第1期計画における5つの指標は目標値が未達成の指標もあることから、その評価結果に基づき目標値を設定します。

#### (1) 生活支援サービスの充実

##### ○指標1 計画期間中の新規生活支援サービスの創出事例

実績値 6件

目標値 8件

町内全域にはこだわらず、小学校・中学校区程度の中規模な範囲や、自治会単位など小規模な範囲を対象とした活動も推奨し、生活支援サービスの充実を図ります。

##### ○指標2 地域活動に参加したことがある方の割合【アンケート調査項目】

第1期計画前調査値 54.1%

実績値 58.1% (アンケート調査により集計)

目標値 60.0%以上

多くの方に地域活動に関心を持っていただくことが、地域課題の発見や解決策探しにつながります

地域活動について今回のアンケート調査の「参加したいと感じる活動」の結果(P18)を活かし、関係機関と連携した取り組みを推し進めます。

#### (2) 災害時に地域で支えあう体制の構築

##### ○指標3 災害時避難行動要支援者に係る個人情報提供同意率

第1期計画前実績値 11.6%

現状値 20.0% (令和元年6月末現在)

目標値 50.0%以上

同意率は、平成27年度末時点と比較すると上昇しているものの、依然として低い水準のままであり、より一層の挺入れが必要な状態が続いており、対象者への周知のほか、情報提供同意者に対する防災ラジオの無償貸与など、総務課防災安全室と連携した取り組みに努めます。

#### (3) 包括的な支援体制の構築

○指標4 受理した相談の終結率

実績値 51.7%

目標値 70.0%

町総合計画後期基本計画において“健やかな生活を守るまちづくり”の実現のため施策体系「地域福祉・生活福祉の推進」の指標を掲げ、「総合相談窓口」を設置しひきこもりなど家庭の抱える問題や課題を包括的に受け止め個別の課題を整理し、それぞれの課題に応じた支援機関の調整を行う体制を整備します。

○指標5 自分の困りごとについて、誰かに相談している人の割合

【アンケート調査項目】

第1期計面前調査値 61.1%

実績値 36.4% (アンケート調査により集計)

目標値 70.0%以上

悩みごとを相談することは課題解決のための第一歩です。町では平成28年度から“多機関の協働による包括的支援体制構築事業”に取り組み、複合的な課題を抱える家庭に対する総合相談体制を強化しました。外部機関との調整機会や、相談件数・支援件数は増加しているものの、「相談先が分からない」という方を一人でも減らすため、身近に相談できる場所があることを周知するとともに、誰もが相談しやすい体制整備を図ります。

## 2 計画の周知・啓発

本計画を効果的に推進し、基本理念の目指す地域づくりを実現するためには、町、社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、町民や各種団体、事業者などの主体的な取り組みが不可欠です。そのため、本計画の考え方や取り組み等についてご理解いただき、共に実践していただけるよう、広報紙、ホームページ等を通じて計画内容を公表するとともに地域での出前講座や会合等の機会も捉えて周知・啓発に努めます。

## 3 協働による推進体制

### (1) 町・社会福祉協議会の連携強化

地域福祉に関する施策・事業は多岐にわたっており、本計画行政の「地域福祉計画」と町社会福祉協議会の「第1期地域福祉活動計画」を一体的に推し進めていく必要があります。そのため、町と社会福祉協議会が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進

## 第1期矢巾町地域福祉計画

役と町民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進していきます。

### (2) 関係機関との連携強化

本計画を推進し、支援を必要とする人のニーズに合った施策を展開していくため、地域福祉の担い手である民生児童委員や自治会、福祉施設、医療機関等、様々な関係機関・団体との連携強化を図りながら、地域福祉活動の拡大を図っていきます。

## 4 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取組みを効果的かつ継続的に推進していくために、定期的な点検・評価を行うことが重要です。

そのため、担当課として福祉課が年度ごとに進捗状況を整理し、矢巾町地域福祉推進審議会において、地域福祉の進捗状況の評価を行い、本計画の推進につながるよう努めます。

また、国の福祉施策の動向や地域の状況等を見極めながら、必要な見直しを協議します。

## 第6章 資料編

### 1. 矢巾町地域福祉推進審議会条例

#### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第107条に基づく矢巾町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定等に関して調査審議するため、矢巾町地域福祉推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

#### (所掌)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 計画の策定、変更及び評価に関すること。
- (2) 法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進について町長が必要と認める事項に関すること。

#### (組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民組織の代表
- (2) 法第2条に定める社会福祉事業に従事する者
- (3) 町社会福祉協議会の職員
- (4) 地域福祉を専門とする行政機関の職員
- (5) 公募した町民
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)



## 第1期矢巾町地域福祉計画

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者から説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉・子ども課において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 2. 矢巾町地域福祉推進審議会委員名簿

	氏 名	役 職
住民組織の代表	細 川 章	矢巾町コミュニティ会長連絡協議会 会長
	村 松 毅	矢巾町民生児童委員協議会会長
	山 下 由美子	※令和元年12月1日変更
	高 野 美恵子	矢巾町母子寡婦福祉協会会長
	吉 岡 幸 子	矢巾町ボランティア代表
社会福祉に従事する者	藤 原 祐 子	矢巾町保育協議会会長
町社会福祉協議会の 職員	○藤 原 義 一	社会福祉法人 矢巾町社会福祉協議会会長
地域福祉を専門とする 行政機関の職員	原 勝 雄	盛岡広域振興局 保健福祉環境部 福祉課長
公募した町民	長 沼 敦 子	公募委員
その他町長が 必要と認める者	◎宮 城 好 郎	岩手県立大学 社会福祉学部社会福祉学科 学科長
	吉 田 均	矢巾町地域包括支援センター所長
	田 代 拓 之	紫波地域障がい者 基幹相談支援センター所長
	小笠原 安 和	矢巾町校長会会長

任 期：令和3年3月31日まで

◎：委員長、○：副委員長



---

## 第2期矢巾町地域福祉計画

令和2年4月

---

〒028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

矢巾町 福祉課 TEL (019) 697-2111

FAX (019) 697-3700

---